## 平成27年度国家公務員採用試験施行計画

平成27年2月2日
人事院事務総局

人事院は、平成27年度中に、次のとおり採用試験を施行する予定です。

ただし、国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）区分試験の事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人）並びに経験者採用試験は、任命権者から当該採用試験を実施することの求めがあった場合において、人事院が必要と認めるときに実施します。経験者採用試験を実施する場合には、公告日は7月上旬以降、申込受付期間は8月上旬～中旬、第1次試験日は9月27日を予定しています。

各採用試験の受験に必要な事項は、それぞれ公告日付けの官報に掲載する試験公告にて告知する予定です。

なお、国家公務員採用試験（院卒者試験、大卒程度試験）は、原則としてインターネットによる申込みとなります。

| 〔採用試験〕 | 〔受験資格〕 | 〔公告日〕 | 〔申込受付期間〕 | 〔第1次試験日〕 | 〔第2次試験日〕 | 〔第3次試験日〕 | 〔最終合格者発表日〕 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験） | 〔区分試験「法務」を除く。〕<br>昭和60年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>1　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成28年3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者<br>2　人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認める者 | 4月1日 | 4月1日～4月8日 | 5月24日 | 6月28日（筆記試験）<br>7月13日～7月17日（人物試験、政策課題討議試験） | | 7月31日 |
| | 〔区分試験「法務」〕<br>昭和60年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>1　法科大学院の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）附則第10条の規定により同法附則第6条第2項に規定する新司法試験に合格した者とみなされた者<br>2　司法試験予備試験に合格した者であって司法試験に合格したもの | 7月14日 | 9月8日～9月15日 | 9月27日 | 10月8日～10月9日 | | 10月16日 |
| 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験） | 〔区分試験「教養」を除く。〕<br>次に掲げる者<br>1　昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者<br>2　平成6年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者 | 4月1日 | 4月1日～4月8日 | 5月24日 | 6月28日（筆記試験）<br>7月2日～7月17日（人物試験） | | 7月31日 |
| | 〔区分試験「教養」〕<br>次に掲げる者<br>1　昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者<br>2　平成7年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者<br>⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者 | 7月14日 | 8月5日～8月19日 | 9月27日 | 11月10日～11月18日 | | 12月11日 |
| 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験） | 次に掲げる者<br>1　昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者<br>2　平成6年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの<br>⑴　大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者<br>⑵　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成28年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 | 4月1日 | 4月9日～4月20日 | 6月14日 | 7月22日～8月10日 | | 8月25日 |